

令和6年6月21日
不動産・建設経済局

不動産業による空き家等の流通の取組を強力に後押しします！！
～不動産業者の媒介報酬に係る規制の見直しや不動産業者による空き家管理受託のガイドラインの策定を含む「不動産業による空き家対策推進プログラム」の策定～

国土交通省では、近年、喫緊の課題となっている空き家等の流通促進のため、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を策定し、不動産業による空き家等の流通の取組を、官民を挙げて強力に推進します。

我が国においては、空き家や空き地、マンションの空き室（以下、空き家等）の急増が課題となる一方、二地域居住などの新たな働き方・住まい方へのニーズが高まっています。また、空き家等を放置すると、使用困難となり、やがて周辺環境等に様々な悪影響を及ぼすこと等から、「使える」空き家等は、なるべく早く有効に利活用を図ることが効果的と考えられます。

この点、不動産業者は、物件調査や価格査定、売買・賃貸の仲介など、空き家等の発生から流通・利活用まで一括してサポートできるノウハウを有しており、所有者の抱える課題を解決し、また、新たなニーズへの対応のため、そうしたノウハウを発揮できるよう、今般、国土交通省では、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を策定しました。

＜不動産業による空き家対策推進プログラムの概要＞

I 流通に適した空き家等の掘り起こし	II 空き家流通のビジネス化支援
① 所有者への相談体制の強化	① 空き家等に係る媒介報酬規制の見直し
② 不動産業における空き家対策の担い手育成	② 「空き家管理受託のガイドライン」の策定・普及
③ 地方公共団体との連携による不動産業の活動拡大	③ 媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進
④ 官民一体となった情報発信の強化	④ 不動産DXにより業務を効率化し、担い手を確保

また、本日、「II①空き家等に係る媒介報酬規制の見直し」として、「昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件」が公布されました。

併せて、「II②「空き家管理受託のガイドライン」の策定・普及」として、「不動産業者による空き家管理受託のガイドライン」を策定・公表しました。

今後は、本プログラムに沿って、関係団体と連携を図りながら、不動産業者による空き家等の流通の取組を推進します。

＜不動産業による空き家対策推進プログラム HP リンク＞

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_00001_00066.html

【問い合わせ先】

（全般） 不動産・建設経済局 不動産業課 大矢、福家、石野（内線 25116、25118、25119）
代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8288
（II②関係） 不動産・建設経済局 参事官付 松山、山下（内線 25137、25138）
代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8288